

入選 東京都 柳田 りり子 様 (40 代)

「断乳する時ってどうやった？」

4ヶ月前に第1子を産んだ親友から届いた突然のライン。

私と誕生日が10日しか変わらない親友とは知り合ってから人生の半分近くを共にした仲だ。先に子どもを産んでいた私は、高齢出産をした親友に先輩面して教えていたから聞いてきたんだろう。でも40歳で初産の割におっぱいがよく出ると喜んでいたのはついこの前。生後4ヶ月で断乳は早い気がする。

続いて届いたラインをみて私は時間が止まった気がした。

「わたし癌だったの。抗がん剤治療をしないといけないから、もう息子に授乳できないんだ。」

今まで大きな病気にかかったことはなかった親友は、出産してから体調がいいとは言えなかったけれど、高齢出産はこんなものだと思っていたらしい。旦那さんに息子を任せてカフェで息抜きをしていたら倒れて、そのまま救急車で運ばれて緊急手術になった。そして自分の病気を知った。

「おっぱいはもうあげられないけど、退院したしもう大丈夫だよ」

苦しい事実に向面しながらも私を気遣うのが親友らしい。私には返す言葉が見つからなかった。

親友の病気がわかった頃、私は社会保険労務士の資格取得に向けて勉強中だった。勉強を進める中で、障害年金はがんにかかった人でも受け取れる可能性があることを知った。

そのことを親友に伝えましたが、障害年金と言われてもピンと来ない。年金を受け取ってしまうと、もう働くことができなくなるのではないかと思ったらしい。へえ～と流されてしまった。

親友は結婚後も正社員として働き厚生年金に加入していた。育児休業中に病気に罹ったが、いずれ復職したいという思いを持っていた。結婚し子どもができると正社員を辞め旦那さんの扶養に入る友人がほとんどのなか、正社員として働き続ける親友を私は尊敬していた。

その後、社会保険労務士の試験に合格した私は、日に日に体調が悪くなる親友に改めて障害年金を受け取っても働くことが出来なくなるわけではないことを伝えた。そして私ができることは何でもしたいという思いから障害年金の手続きの

代理人を申し出た。

しかし、10 年間専業主婦だった私は代理人として何をしたらいいのか全くわからない。委任状を持って私は年金事務所に通うようになった。

そして年金事務所で必要書類を確認し「病歴・就労状況申立書」を作成した。書いてみると親友の闘病の軌跡が見えて涙が止まらなかった。会える時間はいつもくだらない話をしていたけれど、辛く苦しい思いをしながら頑張っていた姿が浮かび上がってきた。

書類を揃え年金事務所に提出したときは、生後 4 ヶ月だった親友の息子は 3 歳 9 ヶ月になっていた。

障害認定日にあたる初診日から 1 年 6 ヶ月後は、抗がん剤の治療が落ち着いていた時期だったため、病院へは通っていなかったため障害年金は事後重症で請求を出した。事後重症は請求日の翌月から年金受取になるので、できるだけ早く請求をしたかったが、書類が全部揃うまでには 3 ヶ月かかった。書類を年金事務所の職員さんに渡した時は、祈るような気持ちだったのをよく覚えている。

5 ヶ月後、障害年金決定通知書が親友の元に届いた。決定された等級は「障害年金 3 級」だった。障害年金の 3 級は初診日に厚生年金の被保険者でないと受け取ることができない。

彼女の初診日は育児休業中だったので厚生年金の被保険者だった。

結婚後大変なことも多かった中で、正社員として働き続けて来たから今回の障害年金 3 級の決定を受け取ることができたのだ。私が尊敬していた親友の姿が思い出されて嬉しくなった。

それから 1 年後親友は亡くなった。44 歳の早すぎる死。

4 年半の長い闘病生活だったけれど、泣き言一つ言わず最後までくだらないことで笑いあったまま逝ってしまった。

親友は私に「旦那が困っていたら、話を聞くだけでいいから助けてあげてほしいな。」というラインを最後に残していた。

親友の想いに応えるべく、私は旦那さんに遺族年金と未支給障害年金の手続きを申し出た。すると、旦那さんは親友が障害年金を受給していることを知らなかった。仕事をしながら育児と家事をする旦那さんに対する感謝を親友はよく話していたので、障害年金のことを知らなかったとは意外に思った。

遺族年金の書類が揃ったというので会いに行ったところ、やはり障害年金証書

は見つからないと旦那さんは言った。でもそのかわりに親友名義の銀行の通帳を見せてくれた。

そこには、一度も引き出されていない年金の明細が載っていた。

年金を受け取ったのは 1 年だったけれど、親友は障害を持つ息子と息子を育てる夫のために全てのお金を残していた。

その通帳には親友の気持ちがつまっていた。

そして私は旦那さんと息子のために遺族年金の手続きをした。親友は 3 級の障害年金を受け取っていたが、死亡時点では障害等級が 2 級になり遺族基礎年金だけではなく遺族厚生年金も息子が 20 歳になるまで受け取ることになった。

彼女の遺族厚生年金は、自分で働き毎月の厚生年金保険料を納めてきたからこそ受け取れるものだ。まるでそれは彼女の生きてきた証のように感じられた。決してお金で悲しみが埋められるわけではない。でもこんなにも人間の思いをのせたお金があることを初めて知った。

現在私は社会保険労務士として、社会保険や年金に携わる仕事をしている。物価が上がる中、先の見えない厚生年金や国民年金の保険料に対して苦言を呈する方に向き合うことも多々ある。先の見えない保険料はただの保険料じゃない。自分の大切な誰かへの思いを伝えることのできるお金だ。

これからも私は社会保険労務士としてそのことを大切にしていきたいと思っている。